

## 企 画 提 案 仕 様 書

### 1 業務名 令和7年度外来種対策事業（鳥類対策）

### 2 業務目的

県内においては、既に様々な外来種が侵入し、一部定着が確認されている。それらの状況を踏まえ、令和元年度までに、「沖縄県外来種対策指針」（以下、「指針」という。）、「沖縄県対策外来種リスト」（以下、「リスト」という。）及び「沖縄県外来種対策行動計画」（以下、「行動計画」という。）を策定し、本県の外来種対策を推進しているところである。

本業務は、本県の生態系を保全するため、指針や行動計画等に基づき、外来種（鳥類）への対策を実施するものである。

### 3 業務期間

令和7年度～令和9年度（約3年間）

ただし、令和8年度及び令和9年度の委託業務については、前年度実績をもとに判断する。また、県議会での令和8年度及び令和9年度の沖縄県当初予算の成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としており、3年間の事業を保証するものではない。

令和7年度の履行期間は、契約を締結した日から令和8年3月19日までとする。

### 4 業務実施地域

沖縄県内

### 5 業務内容

#### (1) 業務実施計画書等の作成

業務目的を達成するため沖縄県環境部自然保護課（以下「県」という。）と協議の上、業務実施計画書及び安全管理計画書を作成すること。

#### (2) インドクジャクの捕獲等実施

行動計画及び「沖縄県外来種対策行動計画に基づくインドクジャク防除計画」（以下、「クジャク防除計画」という。）に定められた防除目標の達成のため、黒島においてクジャクの捕獲及び排除と、生息状況調査を行う。

##### ア 防除実施地域

クジャク防除計画に基づき、主に八重山諸島の黒島において防除を実施する。

##### イ 捕獲状況報告

隔月1回、捕獲結果を県に報告するものとする。改善する必要がある場合は協議するものとし、管理技術者は全ての協議に原則参加することとする。

##### ウ 捕獲作業等

###### ①繁殖期における営巣卵及び生体の駆除

インドクジャク（以下、「クジャク」という。）の繁殖による個体数の増加を抑制するため、効果的な捕獲手法を用い、繁殖期において、期間中計20日以上営巣卵の探索及び駆除、合わせて抱卵個体など生体の駆除を行うこと。

###### ②繁殖期以外における生体の駆除

効果的な捕獲手法を用い、年間30日以上生体の捕獲・駆除を実施すること。

###### ③クジャク生息状況調査

業務実施地域内のクジャク対策を評価するため、クジャクの生息状況調査を実施すること。実施場所は捕獲実施地域とし、春季（2月～3月）に実施すること。

##### エ 捕獲手法等の検討・改良

「クジャク防除計画」に定められた防除目標達成のため、新たに得られた知見や技術、有識者等の意見を踏まえて、効果的な捕獲手法の検討・改良を行うこと。

- オ 関係機関との調整  
竹富町役場のクジャク駆除関連事業と情報共有を行いながら、沖縄県猟友会（竹富町地区）と連携し、より効果的に黒島におけるクジャクの駆除が進められる体制とすること。
- カ 捕獲作業ルートの整備  
効果的な防除を実施するため、必要に応じて捕獲作業ルートを整備する。整備作業に係る私有地、村有地等への立入については、事前に関係機関や土地所有者等と必要な調整を行うこと。
- (3) コウライキジの調査等実施  
行動計画及び「沖縄県外来種対策行動計画に基づくコウライキジ防除計画」（以下、「コウライキジ防除計画」という。）に定められた防除目標の達成のため、生息状況を把握するとともに、必要に応じて捕獲及び排除を行う。
- ア 防除実施地域  
コウライキジ防除計画に基づき、主に沖縄島中部地域において実施する。詳細な調査位置については、県と協議のうえ決定する。
- イ 調査状況報告  
調査実施後、調査結果を県に報告するものとする。改善する必要がある場合は協議するものとし、管理技術者は全ての協議に原則参加することとする。
- ウ 調査作業等
- ①生息状況調査  
コウライキジ（以下、「キジ」という。）の生息域の北限ラインの把握を主な目的とし、以下の生息状況調査を実施する。各種調査は、対象地域の分布状況及び密度勾配が把握できるように、調査法や調査エリア等については、専門家等の意見を踏まえ、県と協議の上で決定すること。
- （ア）プレイバック調査  
（イ）聞き取り  
（ウ）ICレコーダー及び音声解析ソフトを用いた調査  
調査対象範囲に、ICレコーダーを10台設置し、効率的にキジの鳴き声を収集する。合計5日以上調査を実施すること。
- ②捕獲等  
生息状況調査により、北限ラインにおけるキジの生息域の拡大が確認された場合、効果的であると考えられる手法を用いて、速やかにキジの捕獲を行う。
- エ 捕獲手法等の検討・改良  
効率的な防除を実施するため、新たに得られた知見や技術、有識者等の意見を踏まえて、効果的な捕獲手法の検討・改良を行うこと。
- (4) 他の鳥類の緊急防除  
リストに定める他の鳥類や生態系への影響が大きい鳥類の侵入・定着が確認された場合は、有識者の意見も踏まえて県と協議し、必要に応じて捕獲等の緊急的な防除を検討するものとする。
- (5) データの集計・解析等
- ア クジャク  
捕獲状況、分布密度及び捕獲効率について、以下について整理、分析すること。  
データの分析にあたっては、沖縄県が実施した過去のデータ等と比較検討すること。
- ① 捕獲努力量、捕獲数、捕獲効率等の基本的事項を区域単位等に取りまとめること。  
② 捕獲個体の変化、生息密度変化等の検討を行い、課題点を抽出するとともに捕獲手法に反映させ、捕獲事業全般を取りまとめること。  
③ 駆除数及び生息状況調査結果等を用い、黒島における現在及び将来の生息数を推定すること。
- イ キジ  
調査状況、作業効率等について、以下について整理・分析すること。  
データの分析にあたっては、沖縄県の実施した過去のデータ等と比較検討すること。
- ① 調査日時、天候、気温、出現（鳴き声を含む）するキジのGPSの位置情報等の基本的事項

を取りまとめること。

- ② 上記アのデータや作業効率について検討を行い、課題点を抽出するとともに調査手法等に反映させ、調査事業全般を取りまとめること。

(6) 作業部会の設置・運営、普及啓発

ア 作業部会

鳥類対策の実施にあたっては、4名以上の専門家を含めた作業部会を年2回以上開催して検討するものとする。

なお、作業部会委員の人選については、県と協議の上、決定するものとする。

また、別途設置される外来種対策事業検討委員会において、本事業の実施状況等を報告すること。

イ 普及啓発

- ① 本事業の成果については、可能な限り学会等で成果を公表すること。
- ② 環境フェア等の環境に関するイベントや防除実施地域におけるイベントへの出展やパネル展示、チラシ配布等により一般向けの普及啓発も積極的に行うこと。
- ③ 上記環境フェアやイベント等に使用、展示が可能なチラシやパネル等の資料を作成すること。また、具体的な内容については、県と協議の上で行うこと。

(7) その他

ア 捕獲及び管理体制

- ① 作業従事者については、これまで野生動物の捕獲事業に従事した経験のある者を半数以上雇用するとともに、在来希少野生動物の混獲防止及び安全対策のための知識と技術の習得のための講習を行うものとする。
- ② 現場監督員として、作業従事者を管理し、捕獲指導や安全管理、データ管理等によりミーティング資料の作成等の能力があり、業務全体を指導・管理するため、捕獲作業や調査等について熟知している者を1名置くこと。また、監督員は、鳥類の捕獲作業を効率的に進めるために、関係機関や地元住民との調整、技術力の向上、効率的な捕獲やモニタリング法の開発や導入試験、現場ミーティングの資料作成なども同時に行うこととする。
- ③ 管理技術者は沖縄に常駐し、鳥類・哺乳類に関する生態学分野等において大学院を修了した者、もしくは、クジャク等の外来鳥類の防除事業に技術者として従事した実績（3年以上）を有する者を1名以上配置すること。
- ④ 安全管理については十分に留意し、年1回以上の安全講習会を実施する。
- ⑤ なお、台風の接近等野外での作業実施が極めて危険（警報発令等）と考えられる場合は、作業を中止するものとする。

イ 回収、処分方法及び記録

捕獲された個体は、捕獲場所、性別、発育段階等を記録し、写真撮影後、適正に処理するものとする。

ウ 住民への周知

地域住民に対して業務実施前に業務内容等について周知を行う等十分配慮するとともに、捕獲作業実施期間中は、常時身分証を携帯するものとする。

(8) 自由提案

その他、本事業の目的を達成するために必要と思われる取組を自主提案すること。

6 業務実施結果の取りまとめ

上記5の業務実施結果について取りまとめること。

7 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委託し、又

は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

ア 上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ① 契約金額の 50% を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア その他、簡易な業務

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計

8 留意事項（業務実施に必要な事項）

- (1) 土地への立ち入り等、捕獲等実施に関して必要な調整・手続きを行うものとする。
- (2) 捕獲等の実施にあたって使用する捕獲器（わな）等の消耗品については、適正に管理するものとし、使用不能になったものについては、速やかに修繕・廃棄等を行うこと。また、業務期間終了後は、県と協議の上、沖縄県へ返却すること。
- (3) 事業実施にあたって、備品（10 万円以上の物品）及び 1 万円以上の図書を購入する場合は、事前に県と協議するものとする。また、納品日から 10 日以内に、県に購入報告を行うこと。
- (4) 事業完了時において実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。また、業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

9 成果物

成果物は、以下のとおりとする。なお、成果物は全て県の所有とし、内容及び作成上知り得た事項について、県の承諾なく他に公表したり、貸与したりしてはならない。

- (1) 保存用報告書（A 4 版、カラー印刷） 2 部
- (2) 公開用報告書（A 4 版、カラー印刷） 10 部
- (3) 原稿一式（電子媒体）

格納媒体は、CD-R や DVD 等とし、以下の扱いによるものとする。

なお、成果物等には業務年度及び事業名称を格納ケース及び格納媒体に必ずラベルにより付記すること。

ア OS は Microsoft 社 Windows10 形式で表示可能とする。

イ 格納する成果物は、以下のソフトで作成されたものとする。

- ① 文字は、ワープロソフト（Microsoft 社 Word2008 以上）で作成されたものとする。
- ② 計算表は、表計算ソフト（Microsoft 社 Excel2008 以上）で作成されたものとする。
- ③ 画像については、BMP 形式又は JPEG 形式とする。
- ④ GIS は、Arc View 10.2（Environmental Systems Research Institute 社）を用いるものとする。

ウ 上記イの原稿一式に加え、以下も成果物として加えること。

- ① PDF ファイル形式としたもの。
- ② 写真やイラスト等の画像部分を、GIF や JPEG 等のファイル形式としてまとめたもの。
- ③ 業務実施に伴って得た写真、動画、位置情報をファイル形式としてまとめたもの。

エ 成果報告書を取りまとめる際には、事前に内容について県と協議すること。また、保存用報告書及び公開用報告書については、必要に応じて捕獲個体の写真及び捕獲場所の位置情報（Excel データでの一覧表等）を掲載すること。

#### 10 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

#### 11 その他

- (1) 経費の積算において、一般管理費は、  
（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10／100）以内とする。
- (2) 上記(1)における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。
- (3) 受託者独自の規定又は業種特有の理由等により上記(1)で定める一般管理費での受注が困難である場合には、協議書等を県へ提出し、確認書の交付を受けた上で、確認を受けた一般管理費率による積算を行うことができる。